

一般社団法人信州あなんトータルマーケティング社員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人信州あなんトータルマーケティングの社員に関し、一般社団法人信州あなんトータルマーケティング定款（以下「定款」という。）第6条、第7条及び第8条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 社員として入社しようとするものは、社員入社申込書（様式第1号）により、申し込まなければならない。

2 定款第6条の規定によりこの法人への入社について理事会の承認を受けたものは、理事長が別に定める期限までに、社費を納入しなければならない。

(社費)

第3条 社費は、年社費制とする。

- (1) 個人社員 年間1,000円とする。
- (2) 団体社員 年間5,000円とする。

(退会)

第4条 社員は、社員退社届（様式第2号）を提出して、任意に退社することができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

社 員 入 社 申 込 書

一般社団法人

信州あなんトータルマーケティング 理事長 様

一般社団法人信州あなんトータルマーケティングの社員として入社したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

〒

住 所

地 区

名 称（団体）

フ リ ガ ナ

代表者又は氏名

印

電 話

ファックス

Eメール

【取引口座】

_____農協・信金・銀行_____支店・支所

普通・当座 口座番号_____

フ リ ガ ナ

口座名義人_____

社 員 退 社 届

一般社団法人
信州あなんトータルマーケティング 理事長 様

一般社団法人信州あなんトータルマーケティングの社員を平成 年
月 日をもって、退社します。

平成 年 月 日

住 所

名 称

代表者名
(氏 名)

印